

「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業の皆様は、
「女性の活躍推進企業データベース」の専用フォーム
【えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表】ページ、
【プラチナえるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表】ページ
を必ずご利用いただき、年一回、実績の更新が必要です！
～ご入力方法のご案内～

認定取得後の実績や取組状況について、毎年1回以上、
本データベースでの公表（【えるぼし（プラチナえるぼし）認定企業向け認定基準に係る実績等の公表】）の更新が必要です。

認定の取消・辞退について

えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定を受けた事業主は、下記の場合、えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定の取消の対象となりますので、ご注意ください。認定を取り消された場合には認定マークの表示はできなくなります。

なお、該当する事由が生じた場合、認定した都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご連絡ください。

▶ えるぼし認定を取り消すとき（女性活躍推進法第11条）

- 1 基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - ・認定を受けた後、公表された実績が、えるぼし認定の基準に適合せず、同公表の翌年度の公表においても、同一の基準に関し、当該状況が継続しており、認定を受けている段階が求める実績に係る基準の項目の数を満たせなくなった場合又は虚偽の公表をしたとき。
 - ・認定取得時以降の公表を2年間にわたり怠った場合。
- 2 女性活躍推進法又は女性活躍推進法に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により認定を受けたとき。

▶▶ えるぼし認定が取り消されるケースの例



▶ プラチナえるぼし認定を取り消すとき（女性活躍推進法第15条）

- 1 えるぼし認定を取り消すとき。
 - 2 基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - ・認定を受けた後、公表された女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が、プラチナえるぼし認定の基準に適合せず、同公表の翌年度の公表においても、同一の基準に関し当該状況が継続していると認められる場合。
 - 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表せず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況に関する公表について、認定取得時以降の公表を2年間にわたり怠った場合又は虚偽の公表をした場合。
 - 4 女性活躍推進法又は女性活躍推進法に基づく命令に違反したとき。
 - 5 不正の手段により認定を受けたとき。
- ※ プラチナえるぼし認定の基準に適合せずプラチナえるぼし認定を取り消された場合でも、えるぼし認定の基準には適合している場合には、えるぼし認定企業であり続けます。
一方で、女性活躍推進法又は女性活躍推進法に基づく命令に違反した場合などプラチナえるぼし認定・えるぼし認定に共通する取消要件に該当した場合には、これらの認定がいずれも取り消されます。

1. 更新用URLの取得

ご登録メールアドレスを使って更新用URLを取得します。

自社の行動計画・データ等を登録・修正する

登録状況の確認

最初に、自社の基本情報が登録されているかチェックをお願いします。
登録状況の確認、修正を行うための専用URLをメールで送信します。

メールアドレスを入力

※ 基本情報とは、企業名、所在地、業種、企業規模等の各サイト共通項目を指します。
※ 担当者情報が複数名(最大3名)登録されている場合、すべての担当者のメールアドレス宛てにURLが通知されます。
※ 登録メールアドレス不明、担当者変更などの場合は「お問合せ」から事務局までご連絡ください。

1つのメールアドレスで複数の企業を登録している方はこちらでも確認できます>

基本情報のご登録がない場合

基本情報で登録したメールアドレスを入力し、「送信する」ボタンをクリック。
入力したメールアドレスに更新専用のURLがすぐに届きます。

ただと、スムーズに登録できます。

女性の活躍に関するデータ公表 (女性の活躍推進企業データベース)

女性の活躍推進
える(し)認定企業の実績等の公表 (女性の活躍推進企業データベース)

仕事と子育ての行動計画の公表 (両立支援のひろば)

仕事と家庭の両立支援
次世代育成支援対策の実施状況の公表(プラチナ育み人認定企業) (両立支援のひろば)

more information **これから行動計画を作る場合はこちらから**

- 女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する課題を踏まえた行動計画を作成する (→女性の活躍推進企業データベース、行動計画策定ツール)
- 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を作成する (→両立診断サイト、一般事業主行動計画の提案機能)

お問合せ | プライバシー・ポリシー | セキュリティ・免責

※メールアドレスが不明の場合、担当者変更により登録のメールアドレスが使用不可の場合など「お問合せ」からメールアドレス変更を依頼。

2. えるぼし認定基準に係る実績等の公表ページ入力方法

届いたメールに添付された更新用URLをクリック（下記「登録状況一覧」画面に推移します）

登録状況一覧

貴社の現在の登録状況は以下の通りです。

本画面では登録状況の確認と基本情報の修正、各サイトへの新規登録、登録済みサイトの修正を行えます。登録状況の確認や修正が終わりましたら、ブラウザを閉じて終了してください。

なお、登録済みサイトの基本情報に関しては、各サイトごとに修正する必要はありません。本画面下部の「基本情報・担当者情報を修正する」ボタンから修正すると、登録済みサイトも一括で更新されます。

基本情報の修正にともなう各サイトの自動修正の詳細はこちらからご確認ください。

サイト登録状況

両立支援のひろば

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表
- 次世代育成支援対策の実施状況の公表（プラチナくるみん認定企業）
- 仕事と介護の両立に関する取組（トモニマークの使用申請）

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表は「女性の活躍推進企業データベース」に移動しました。

女性の活躍推進企業データベース

データ公表
（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定基準に係る実績等の公表もこちらから）

登録済み 修正する

未登録 新規登録する

クリック

女性の活躍推進企業 データベース

このサイトについて お気に入り 厚生労働省

更新・修正 更新・修正したい内容を選択して「次のページへ」ボタンを押してください。

女性活躍推進法に基づくデータの公表 データ

えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表
（えるぼし認定を申請する企業のデータ公表もこちらから）

女性活躍推進法に基づくデータの公表、および、えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表
（えるぼし認定の申請のために初めて本データベースに登録される方、または、すでに本データベースに登録されているえるぼし認定企業で、データの公表とえるぼし認定に係る実績公表を同時に更新されたい方はこちらのフォームをご利用ください） データ

次の画面へ進む

2つ目の「えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績の公表」にチェックを入れ、次の画面へ進むをクリックします。

更新・修正 | 更新・修正したい内容を選択して「次のページへ」ボタンを押してください。

女性活躍推進法に基づくデータの公表 データ

えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表
(えるぼし認定を申請する企業のデータ公表もこちらから)

女性活躍推進法に基づくデータの公表、および、えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表
(えるぼし認定の申請のために初めて本データベースに登録される方、または、すでに本データベースに登録されているえるぼし認定企業で、データの公表とえるぼし認定に係る実績公表を同時に更新されたい方はこちらのフォームをご利用ください)

次の画面へ進む

初回の登録で、データ公表の登録・公表がない場合や、データ公表も併せて行いたい場合は、一番下の「女性活躍推進法に基づくデータの公表、および、えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表」を選択します。

入力画面に遷移後、えるぼし認定基準に係る実績等公表のための入力項目は、画面の下方にあるため、すでに情報公表の登録・公表が終わっている企業は、画面中央に出ている「えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等公表ページに飛ぶ」を押すと、入力項目に直接飛ぶことができます。

更新・修正 | 下記項目をご入力いただき、「確認画面へ進む」ボタンを押してください。

【記入要領】

女性活躍推進法に基づく情報公表を行う際の注意点です。[Excel形式はこちらから]

【全般的な注意】

- (+1) 項目名の後に(区)とあるものは雇用管理区分ごとに公表が必要なもの、(派)とあるものは、派遣労働者を受け入れている場合には派遣労働者も含めた公表が必要なものです。
- (+2) 項目名の後に(区)や(派)がついていないものについては、対象とする労働者全体についての公表が必要です。
- (+3) 各項目の具体的な定義は、それぞれの項目の記入要領をご参照ください。定義と異なる内容を公表する場合、当該項目の備考欄に具体的な定義や、その他注記について記入してください。
- (+4) 1項目以上は、法令の定義に沿った内容を公表してください。(平成28年4月1日から、女性の活躍に関する情報公表について、常用労働者301人以上企業は義務、300人以下企業は努力義務となります。)
- (+5) 数値を入力する項目については、小数点第一位まで入力が可能です。なお、小数点以下を四捨五入して整数とすることは問題ありません。

【認定申請をお考えの方・認定企業の方へ】

本入力フォームの画面下方にある「えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表」の入力フォームにも、合わせてご記入をお願いします。認定取得後の実績や取組状況についても、毎年1回以上、本データベースでの公表(えるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表)の更新が必要です。

企業名

【情報公表項目】

301人以上の事業主の皆様は、令和2年6月1日以降、以下の項目1~13のうち、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があります。

えるぼし認定企業向け
認定基準に係る実績等の
公表ページに飛ぶ

全項目開く

1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 【項目1定義】

認定基準に関する実績

【評価項目1:採用】(区) ※(1)、(2)、(3)いずれかの項目を記入してください。

本評価項目は評価の対象外である、または基準を下回っている
 ※えるばし認定の認定段階3の場合にはすべての評価項目の入力が必要なためチェックしないようにしてください。

【公表する項目の選択】 (1)直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率

(1)、(2) どちらの項目を公表するか選択してください。

<認定の2段階目または1段階目の場合>
 認定の評価対象外の項目、または基準を下回っている項目については、入力は任意です。

雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8 <(B) 非表示
正社員	1.5 倍	2 倍	1.2
	倍	倍	
	倍	倍	
	倍	倍	
	倍	倍	

リストを5件増やす

<認定の2段階目または1段階目の場合>
 認定の評価対象外の項目、または基準を下回っている項目については、入力は任意です。

※非表示の項目は、公表画面には表示されません。
 なお、(A)と(B)の項目を入力すると、本項目は自動計算されます(以下同様)。

雇用管理区分の行を追加したい場合は、こちらをクリック。
 20区分まで追加できます。

(2)採用における競争倍率の男女比(区) (男性の倍率を1としたときの女性の倍率) (小数点第2位までの値(小数点第3位を四捨五入))

雇用管理区分	採用における競争倍率の男女比(A)	(A)×0.8 <1 非表示

リストを5件増やす

「認定基準を上回っているかどうか計算する」を押すと、自動計算され、下記に基準を上回っているか否かが表示されます。

認定基準を上回っているかどうか計算する
 ※初期表示時、一時保存後、数値編集後は再度上のボタンを押してください。画面全体の入力チェックと、認定基準チェックが行われます。

計算対象:(1)直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率
 計算結果:認定基準を上回っている 非表示

【採用に関する取組の実施状況】
 ※認定の基準を下回っている、または基準の対象外である場合は、必ず記入してください。

> 本項目の説明を見る

認定基準を下回っている場合、本欄に【満たしていない基準に関する取組の実施状況】と記載し、取組状況をご記入ください。
 認定基準を上回っている場合は、自由記述欄としてご活用下さい。

また、認定取得後に、ある雇用管理区分がなくなり算定ができなくなった場合などは、その経緯等をこちらにご記載下さい。

各評価項目の一番下の「本項目の説明を見る」をクリックすると、定義、計算方法等が確認できます。

【評価項目1:採用】(区)

(1) (2) 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること

※『直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」×0.8が、『直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」]よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る)

(3) 直近の事業年度において、①正社員に占める女性比率が産業ごとの平均値を上回っており、かつ、②正社員の基幹的な雇用管理区分(※1)の女性比率が産業ごとの平均値を上回っていること(※2)。

※1 正社員に雇用管理区分を指定していない一般事業主については①のみを満たすことで可とする。
 ※2 ①②のそれぞれの産業ごとの平均値が4割を超える場合は4割を上回っていること。

計算方法
 ・女性(男性)の競争倍率
 「女性(男性)の応募者数(実質的な採用進捗が始めた段階の人数)÷「女性(男性)採用者数(内定者を含んでもよい)」
 ・中途採用を含む
 ・直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率の平均値
 「直近3事業年度の女性(男性)の競争倍率」+[(直近-1)事業年度の女性(男性)の競争倍率]+[(直近-2)事業年度の女性(男性)の競争倍率]÷3

【評価項目2:継続就業】(区) ※(1)、(2)、(3)いずれかの項目を記入してください。(小数点第2位までの値(小数点第3位を四捨五入))

本評価項目は評価の対象外である、または基準を下回っている

※えるばし認定の認定段階3の場合にはすべての評価項目の入力が必要なためチェックしないようにしてください。

【公表する項目の選択】 (1)直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

(1)直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B) >=0.7 非表示
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 年	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 年	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 年	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 年	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 年	

リストを5件増やす

【評価項目3:労働時間等の働き方】(区)

本評価項目は評価の対象外である、または基準を下回っている

※えるばし認定の認定段階3の場合にはすべての評価項目の入力が必要なためチェックしないようにしてください。

【直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数】

- 時間外労働と休日労働の合計が、全ての雇用管理区分で各月全て45時間未満である。
- 時間外労働と休日労働の合計が、全て又は一部の雇用管理区分で45時間以上の月が一月ある。非表示
- 時間外労働と休日労働の合計が、全て又は一部の雇用管理区分で45時間以上の月が二月以上ある。非表示

ラジオボタンをリセットする

計算結果: 認定基準を上回っている 非表示

【労働時間等の働き方に関する取組の実施状況】

※認定の基準を下回っている、または基準の対象外である場合は、必ず記入してください。

【満たしていない基準に関する取組の実施状況】
【上回っている基準に関する自由記述欄】

認定基準を下回っている場合、本欄に【満たしていない基準に関する取組の実施状況】と記載し、取組状況をご記入ください。認定基準を上回っている場合は、自由記述欄としてご活用下さい。

また、認定取得後に、ある雇用管理区分がなくなり算定ができなくなった場合などは、その経緯等をこちらにご記載下さい。

> 本項目の説明を見る

評価項目3について入力いただくとともに、ページ上部データ公表欄の

- ・項目6「一月当たりの労働者の平均残業時間、長時間労働是正のための取組内容」及
- ・項目7「雇用管理区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間」についてもあわせてご記入ください。

6. 一月当たりの労働者の平均残業時間、長時間労働是正のための取組内容【項目6定義】

公表する範囲: 選択してください

平均残業時間: 時間

長時間労働是正のための取組内容:

本項目に記載の内容は定義と同一である

※定義と異なる内容を公表する場合、当該項目の備考欄に具体的な定義や、その他注記について記入してください。

備考欄:

7. 雇用管理区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間(区)(派)【項目7定義】

雇用管理区分1: 平均残業時間: 時間

雇用管理区分2: 平均残業時間: 時間

雇用管理区分3: 平均残業時間: 時間

雇用管理区分4: 平均残業時間: 時間

雇用管理区分5: 平均残業時間: 時間

本項目に記載の内容は定義と同一である

※定義と異なる内容を公表する場合、当該項目の備考欄に具体的な定義や、その他注記について記入してください。

備考欄:

【評価項目4:管理職比率】 ※(1)又は(2)いずれかの項目を記入してください。

本評価項目は評価の対象外である、または基準を下回っている

※えるばし認定の認定段階3の場合にはすべての評価項目の入力が必要のためチェックしないようにしてください。

【公表する項目の選択】 (1)直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合

(1)直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合 % (小数点第1位までの値(小数点第2位を四捨五入))

認定取得時の産業平均値 非表示 %

(2)直近の3事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合

直近の3事業年度	女性の昇進割合(A)	男性の昇進割合(B)	(A)/(B) >=0.8 非表示
<input type="text" value="選択してください"/> ~ <input type="text" value="選択してください"/>	<input type="text" value=""/> %	<input type="text" value=""/> %	

認定基準上回っているかどうか計算する

※初期表示時、一時保存後、数値編集後は再度上のボタンを押してください。画面全体の入力チェックと、認定基準チェックが行われます。

【管理職比率に関する取組の実施状況】

※認定の基準を下回っている、または基準の対象外である場合は、必ず記入してください。

【満たしていない基準に関する取組の実施状況】

【上回っている基準に関する自由記述欄】

[> 本項目の説明を見る](#)

【評価項目5:多様なキャリアコース】

本評価項目は評価の対象外である、または基準を下回っている

※えるばし認定の認定段階3の場合にはすべての評価項目の入力が必要のためチェックしないようにしてください。

直近の3事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

大企業は2項目以上(非正規社員がいる場合は必ず①を含む)、中小企業は1項目以上記入する必要があります。該当する措置にチェックを入れ、人数を記入して下さい。

直近の3事業年度	実施した措置	人数
平成29年度 ~ 平成31(令和元)年度	<input checked="" type="checkbox"/> ア 通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ	<input type="text" value="5"/> 人
	<input type="checkbox"/> イ キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	<input type="text" value=""/> 人
	<input type="checkbox"/> ウ 女性の通常の労働者としての再雇用(定年後の再雇用を除く。)	<input type="text" value=""/> 人
	<input checked="" type="checkbox"/> エ おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	<input type="text" value="3"/> 人

【多様なキャリアコースに関する取組の実施状況】

※認定の基準を下回っている、または基準の対象外である場合は、必ず記入してください。

【満たしていない基準に関する取組の実施状況】

【上回っている基準に関する自由記述欄】

[> 本項目の説明を見る](#)

年1回以上実績の公表が必要であるため、いつデータを更新したかは必ずご記入下さい。
(※入力必須項目)

認定に係る実績の更新年月日 年 月 日

▶ データを一時保存する

▶ 確認画面へ進む

認定に係る実績の更新年月日 2020年 5月 30日

◀ 入力フォームへ戻る

▶ 完了画面へ進む

登録後、5分以内に当サイト (info@positive-ryouritsu.jp) から自動送信の申請処理完了メールが送信されます。掲載完了後も当サイトから自動送信の掲載完了メールが送信されます。

3. プラチナえるぼし認定基準に係る実績等の公表ページ入力方法

届いたメールに添付された更新用URLをクリック（下記「登録状況一覧」画面に推移します）

3つ目の「プラチナえるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表」にチェックを入れ、次の画面へ進むをクリックします。



更新・修正

下記項目をご入力いただき、「確認画面へ進む」ボタンを押してください。

【記入要領】

女性活躍推進法に基づく情報公表を行う際の注意です。[Excel形式はこちらから]

【全般的な注意】

- (+1) 項目名の後に(区)とあるものは雇用管理区分ごとに公表が必要なもの、(派)とあるものは、派遣労働者を受け入れている場合には派遣労働者も含めた公表が必要なものです。
- (+2) 項目名の後に(区)や(派)がついていないものについては、対象とする労働者全体についての公表が必要です。
- (+3) 各項目の具体的な定義は、それぞれの項目の記入要領をご参照ください。定義と異なる内容を公表する場合、当該項目の備考欄に具体的な定義や、その他注記について記入してください。
- (+4) 1項目以上は、法令の定義に沿った内容を公表してください。(平成28年4月1日から、女性の活躍に関する情報公表について、常用労働者301人以上企業は義務、300人以下企業は努力義務となります。)
- (+5) 数値を入力する項目については、小数点第一位まで入力が可能です。なお、小数点以下を四捨五入して整数とすることは問題ありません。

【認定申請をお考えの方・認定企業の方へ】

本入力フォームの画面下方にある「**えらばし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表**」の入力フォームにも、合わせてご記入をお願いします。認定取得後の実績や取組状況についても、**毎年1回以上**、本データベースでの公表(「えらばし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表」の更新)が必要です。

企業名

【情報公表項目】

301人以上の事業主の皆様は、令和2年6月1日以降、以下の項目1~13のうち、**①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績**、**②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績**の各区分から1項目以上公表する必要があります。

プラチナえるぼし認定企業向け
認定基準に係る実績等の
公表ページに飛ぶ

全項目開く

1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) **【項目1 定義】**

女性の活躍に関する情報の入力画面の下にプラチナえるぼし認定基準の実績を入力する画面が出てきます。
画面中央に出ている「プラチナえるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等公表ページに飛ぶ」を押すと、入力項目に直接飛ぶことができます。

【プラチナえるぼし認定企業向け認定基準に係る実績等の公表】

※初めてのご入力時は、所管の労働局にご提出されたプラチナえるぼし認定申請書をお手元にご参照いただくと入力スムーズです。
※「非表示」と特記のない項目については、入力いただいた内容が全て公表されます。

確認事項

- 男女雇用機会均等推進者及び職業家庭両立推進者を選任している。
- 本データベースにて、情報公表項目1~13のうち、8項目以上を公表している。

公表する実績等の直近事業年度

平成31(令和元)年度

認定基準に関する実績

【評価項目1:採用】(区) ※ (1)、(2)、(3)いずれかの項目を記入してください。

【公表する項目の選択】 (1)直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率

(1)直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率(小数点第2位までの値(小数点第3位を四捨五入))

雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8 <(B) 非表示
正社員	1 倍	1 倍	
	倍	倍	
	倍	倍	
	倍	倍	
	倍	倍	